

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
札幌医学技術福祉歯科専門学校		昭和57年3月19日		田邊 裕二		〒064-0805 (住所) 札幌市中央区南5条西11丁目1289-5 (電話) 011-513-2111				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
学校法人西野学園		昭和43年1月10日		前鼻 英蔵		〒063-0034 (住所) 札幌市西区西野4条6丁目11-15 (電話) 011-661-6514				
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度	
医療	専門課程		言語聴覚士科		平成6年		—		平成27年	
学科の目的		言語聴覚士科は、学校教育法並びに言語聴覚士法に基づき、授業や演習、医療機関での実習を行い、言語聴覚士として必要な実践能力及び専門的知識・技能を習得させるとともに、その特性を養わせることを目的とする。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		取得可能な資格:言語聴覚士国家試験受験資格 中退率:6%(令和6年度) ※3%(令和5年度) 経済的支援制度:西野学園学費支援制度、遠距離通学サポート制度、高等教育の修学支援制度対象								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			2,910 単位時間	2,040 単位時間	390 単位時間	480 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
					単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率			
120人	58人		0人		0%		6%			
就職等の状況	■卒業者数(C)		24人							
	■就職希望者数(D)		11人							
	■就職者数(E)		11人							
	■地元就職者数(F)		11人							
	■就職率(E/D)		100%							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		100%							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		46%							
	■進学者数		0人							
	■その他									
	特になし		(令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)							
■主な就職先、業界等		(令和6年度卒業生) 病院、児童福祉施設								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体:一般社団法人リハビリテーション教育評価機構 受審年月:令和7年3月 評価結果を掲載したホームページURL:https://nishino-g.ac.jp/about/johokokai/									
当該学科のホームページURL	https://nishino-g.ac.jp/iga/gengochokakushi/									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)									
	総授業時数		2,910 単位時間							
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		508 単位時間							
	うち企業等と連携した演習の授業時数		28 単位時間							
	うち必修授業時数		2,910 単位時間							
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		508 単位時間							
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		28 単位時間							
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間							
	(B:単位数による算定)									
	総単位数		単位							
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位							
	うち企業等と連携した演習の単位数		単位							
うち必修単位数		単位								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位								
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位								
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位								
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号) 1人							
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号) 4人							
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号) 0人							
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号) 1人							
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号) 0人							
	計		6人							
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		6人							

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
関係法令を遵守し編成しなければならないことは勿論、学生の実態・就職施設(病院等)の要望を把握し教育課程編成委員会において慎重に議論を行う。

特に就職施設企業(病院等)の要望については、西野学園本部学生サポートセンター就職支援担当が実施している数カ月 にわたる病院等へのヒアリングの結果を報告会等で情報収集し意見交換を行う。その結果を学科会議、カリキュラム編成委員会等で報告し教育課程編成に反映させる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

- ① 学科のカリキュラム編成委員会にて教育課程の原案を作成する。
- ② 教育課程編成委員会へ変更案を提出し、助言及び評価意見と共に学科のカリキュラム編成委員会へ戻す。
- ③ 学科のカリキュラム編成委員会にて作成された修正案を教育課程編成委員会にて再審議し、承認が得られたならば副校長へ進達、不備があれば再度学科のカリキュラム編成委員会へ差し戻す作業を複数回繰り返す。
- ④ 副校長が養成所指定規則との整合性や学校関係者評価委員会および企業等ヒアリング等で寄せられた意見等の反映具合等をチェックし、校長へ上申する。
- ⑤ 校長は案の作成過程等を副校長および学科長へヒアリングの後決裁し、教育課程案が決定される。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年10月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
濱本 龍哉	一般社団法人 北海道リハビリテーション専門職協会 理事 (医療法人 新さつぼろ脳神経外科病院)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	①
仙野 堅太	社会福祉法人杜の会 介護老人保健施設平和の杜 リハビリテーション科 科長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	③
石井 陽史	公益社団法人 北海道理学療法士会 常任理事 (市立札幌病院 リハビリテーション科・作業療法室)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	①
南部 浩志	定山溪病院 リハビリテーション部 副部長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	③
伊藤 卓也	北海道言語聴覚士会 理事 (札幌山の上病院 リハビリテーション部 係長)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	①
竹下 知	札幌西円山病院 言語療法科 科長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	③
時永 広之	札幌医学技術福祉歯科専門学校 事務マネージャー	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
高國 憲二	札幌医学技術福祉歯科専門学校 副校長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
山本 ともみ	札幌医学技術福祉歯科専門学校 理学療法士科 学科長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
原田 大介	札幌医学技術福祉歯科専門学校 理学療法士科 主任	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
中尾 学人	札幌医学技術福祉歯科専門学校 理学療法士科 副主任	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
長井 勇磨	札幌医学技術福祉歯科専門学校 理学療法士科 副主任	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
中陳 寿枝	札幌医学技術福祉歯科専門学校 作業療法士科 学科長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
菊地 雅史	札幌医学技術福祉歯科専門学校 作業療法士科 副主任	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
吉村 亜樹	札幌医学技術福祉歯科専門学校 言語聴覚士科 学科長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
工藤 絵梨果	札幌医学技術福祉歯科専門学校 言語聴覚士科 主任	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—
鈴木 暁	札幌医学技術福祉歯科専門学校 言語聴覚士科 副主任	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
(年間の開催数及び開催時期)
年2回(11月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年11月4日 14:30～17:00

第2回 令和8年3月予定 14:30～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

全体会:リハビリ部3科合同LHRのあり方や多職種連携授業において、授業内容の助言をいただき、導入、実践していく。実施後には、シラバスや具体的な内容について報告し、次年度へ向けてブラッシュアップしていく。

分科会:①OSCEや臨床実習においてCCSでのチェックリスト等についての助言をいただき、ブラッシュアップしていく。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

教職員研修規程に則り、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等を教職員の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて受講させることを基本方針とする。また、校長は計画的に受講させるために年間研修計画を策定し、①専攻分野における実務に関する研修等、あるいは②指導力の修得・向上のための研修等を受講させる。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

本科では段階的に臨床実習を実施している。また上記の方針に従い、実習1か月前に臨床実習指導者会議を開催し、実習の目的及び実習内容、評価方法などを説明し、要望・意見の集約・質疑応答を行い連携を深めている。実習開始後1週間後及びその後定期的に、実習施設に学生の状況及び指導の内容について確認し、さらに実習の途中で担当教員が実習先に連絡し、学生の到達度を確認するとともに、指導者に学生の様子を尋ね、状況把握に努める。学生の指導状況によっては実習指導者と密に連絡をとり、連携しながら指導を行っている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
聴覚障害Ⅱ	2.【校内】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	聴覚障害の障害部位や程度、発症時期による異なる障害像を理解し、評価や訓練・指導法を学ぶ。	リオン株式会社 岩崎電子株式会社
視覚聴覚二重障害	2.【校内】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	視覚聴覚二重障害の様々な障害像を理解し、2つの障害の程度によって異なるコミュニケーション方法や介助方法について学ぶ。	NPO法人 札幌盲ろう者福祉協会
臨床実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	臨床実習Ⅰ（新カリキュラム）は、1年次に実施される見学実習である。各臨床施設において、実習指導者の指導のもとに学校で学んだ基礎的知識・技術を臨床現場で実施している内容と繋げていく実習である。実習指導者が担当する対象者において、見学から開始し、模倣、実施へと経験し、実際に言語聴覚士を目指す学生が評価・訓練の一部を担当する。	公益社団法人北海道勤労者医療協会 勤医協中央病院、医療法人 湊仁会 札幌西円山病院・湊仁会リハビリテーション病院、医療法人 札幌山の上病院、社会医療法人 社団カレスサッポロ 時計台記念病院 他(施設総数44施設)
臨床実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	臨床実習Ⅰ（旧カリキュラム）は、2年次に実施される評価実習である。各臨床施設において、実習指導者の指導のもとに学校で学んだ基礎的知識・技術を臨床現場で実施している内容と繋げていく実習である。実習指導者が担当する対象者において、見学から開始し、模倣、実施へと経験し、実際に言語聴覚士を目指す学生が評価・訓練の一部を担当する。また、医療人としての礼節やコミュニケーション態度等も学ぶ。	
臨床実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	臨床実習Ⅱは、3年次に実施される総合実習である。1、2年次の臨床実習で学んだ知識を生かし、実習指導者の指導のもとに実習指導者が担当する対象者において、見学、模倣、実施へと経験していく。また、対象者の評価・言語病理学的診断、問題点やプログラムの立案について検討し、実際に評価・訓練を担当する。さらに、実習指導者が参加するケースカンファレンス等にも参加し、正統的周辺参加を行う。	

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修規程に則り、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等を教職員の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて受講させることを基本方針とする。

また、校長は計画的に受講させるために年間研修計画を策定し、①専攻分野における実務に関する研修等、あるいは②指導力の修得・向上のための研修等を受講させる。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	日本語聴覚士学会	連携企業等:
期間:	令和7年6月27日～28日	対象: 言語聴覚士
内容	本校OSCEにおける取り組みについて	
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和7年度S1S2教職員研修	連携企業等:
期間:	令和7年8月28日	対象: 職位S1S2の教職員
内容	テーマ「学ぶ姿勢の確立と自己啓発力の強化」 講義及びワーク	
研修名:	令和7年度夏季研修	連携企業等:
期間:	令和7年8月28日	対象: 教職員
内容	講義:「相手を知り自分を開示するコミュニケーション」、各委員会活動及び学園方針の講演聴講	
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	北海道言語聴覚士会	連携企業等:
期間:	令和7年9月1日	対象: 言語聴覚士
内容	ヒアリングフレイルの実際と対応について	
研修名:	第58回北海道言語障害児教育研究大会函館大会	連携企業等:
期間:	令和7年9月26日～27日	対象:
内容	発達障害や吃音がある学生への対応など	
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和7年度冬季教職員研修会	連携企業等:
期間:	令和8年1月15日	対象: 教職員
内容	詳細未定	
研修名:	令和7年度春季教職員研修会	連携企業等:
期間:	令和8年3月26日	対象: 教職員
内容	詳細未定	
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき実施した自己点検評価結果について、学校関係者による評価を受けることにより自己点検結果の客観性・透明性を高める。

また、教育活動に関する意見交換を通し、学校と密接に関係する外部の方（関連業界等関係者、関係専門職団体、地域住民、卒業生等）の理解促進や、連携協力による学校運営の改善を図ることを基本方針とし、実践的な職業教育の実施を目指す。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1 理念・目標・育成人材は適切に定められているか 2 社会のニーズ等を踏まえた学校の構想を抱いているか 3 理念・目的・育成人材像・特色などが学生・保護者等に周知されているか
(2) 学校運営	4 目標等に沿った運営方針が策定されているか 5 運営組織は明確にされ、有効に機能しているか 6 情報システム等による業務の効率化が図られているか 7 学校内総合力を高めるための連携と協働体制の確立が図られているか 8 教育活動に関する情報公開が適切になされているか
(3) 教育活動	9 教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか 10 学校行事の適切な企画、円滑な運営がなされているか 11 授業規律を確保し、状況に応じて指導体制の立て直しが図られているか 12 関連分野の企業、施設、病院、業界団体等の連携により、教育課程の作成、見直しが行われているか 13 成績評価、単位認定の基準は明確になっているか 14 授業評価の体制が確立され、評価が適切に実施されているか 15 職員の能力開発のための研修が行われているか 16 クラス担任と科目担当の連携を密にし、学生の実態にあった指導法の確立に努めているか
(4) 学修成果	17 就職率の向上は図られているか 18 退学率の低減は図られているか 19 卒業生・在校生の社会的な活動及び評価を把握しているか
(5) 学生支援	20 学生相談に関する体制は整備されているか 21 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 22 保護者と適切に連携しているか 23 卒業生への支援体制はあるか 24 LHRなどを効果的に活用し、職業観の育成に努めているか 25 社会のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 26 学生が自己理解、自己啓発、自己実現をするための方策が実践されているか
(6) 教育環境	27 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか 28 図書室利用の活性化が図られているか 29 防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	30 学生の募集は適正に行われているか 31 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか
(8) 財務	32 中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか 33 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
(9) 法令等の遵守	34 法令、専門学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 35 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
(10) 社会貢献・地域貢献	36 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
(11) 国際交流	37 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか
	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

委員会では学校関係者より他部署との協働体制、入学生確保、学生へのサポート等を中心にさまざまな角度の意見を頂戴しており、その内容に応じて学校・学科経営計画策定や、カリキュラム・授業内容の検討等の教育活動を見直す際の判断材料として意見を反映するよう取り組んでおり、さらなる実践的な職業教育の実施を目指している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
三浦 邦彦	日本赤十字社北海道ブロック血液センター	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	企業等委員 卒業生
濱本 龍哉	医療法人 新さっぽろ脳神経外科病院	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	企業等委員
藪 貴代美	北海道言語聴覚士会 副会長	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	関係専門職団
泉水 康之	社会福祉法人ほくろう福祉協会	令和7年10月1日 ～令和8年3月31日	企業等委員
小林 正弘	札幌市中央区西連合第八町内会 会長	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.nishino-g.ac.jp/about/johokokai/>

公表時期: 令和7年11月30日(予定)

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、企業等の関係者の理解を深めるとともに、さらなる連携・協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することを基本方針とする。これにより、相互の情報交換が促され、学外実習、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につながる事が期待される。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	●学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針 ●校長名、所在地、連絡先等 ●学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	●収容定員、在学学生数 ●カリキュラム(科目編成、授業時間数) ●進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業修了の認定基準等) ●学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ●卒業後の進路(主な就職先、就職率等)
(3) 教職員	●教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	●キャリア教育への取り組み状況 ●実習等の取り組み状況 ●就職支援等への取り組み状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	●学校行事への取り組み状況 ●課外活動(サークル活動等)
(6) 学生の生活支援	●学生支援への取り組み状況
(7) 学生納付金・修学支援	●学生納付金の取り扱い ●活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金、授業料減免等の案内等)
(8) 学校の財務	●事業報告書(Ⅲ財務の概要)
(9) 学校評価	●自己評価、学校関係者評価の結果 ●評価結果を踏まえた改善方策
(10) 国際連携の状況	—
(11) その他	●学校運営の状況に関するその他の情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.nishino-g.ac.jp/about/johokokai/>

公表時期: 令和7年11月30日(予定)

授業科目等の概要

(医療専門課程 言語聴覚士科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			文章指導法	社会では、日常話したり描いたりする何気ない『言葉』すなわち国語表現によって自分が評価され、他者とのコミュニケーションも成立します。この授業では、自己表現・自己啓発を心がけつつ、基本となる技術をマスターし、書きなれることで文章表現を高めていくことを目標とします。	1後	30	1	○			○			○	
2	○			教育学	人間の成長に教育という営みはどのような役割を果たしているか、あるいは教育はどのようなものとして考えるべきかという問題を人間の「学び」として本来あるべき形から考えていきます。この授業ではリハビリテーションの実践の中で人を支援していくために何を重視すべきか、そして受講生の皆さんを含めて人が成長していくために必要なことを教育という視点から考えていきます。	1前	15	1	○			○				○
3	○			心理学	人間としての行動の背景には、我々の内部にある「こころ」というものが重要な位置を占めている。最近では「こころ」のアプローチを科学的にとらえようとしている。この授業では、これまでの心理学研究の中から、「こころ」のとらえ方やその仕組みなどを紹介し、自分を知るための学問として役立てていただきたい。	1前	30	1	○			○				○
4	○			社会学	我が国の現状と課題について、日本の各種白書・日本国勢図会などを学習資料としてさまざまな社会状況の変化を理解させたい。また、先人の生き方を学び、これからの時代を生きる若者の「在り方、生き方」について考察させていきます。	2前	30	1	○			○				○
5	○			医療倫理	医療従事者に必要とされる倫理的問題に関する知識・考え方を学ぶ。また生命操作技術の発展に伴って新たに生じた倫理的諸問題を対象とする生命倫理を学びます。	1後	30	1	○			○				○
6	○			基礎数学	医療分野で用いられる多様な数値データを解釈し、理解し、応用するために必要な数学の基礎知識を習得します。	1前	15	1	○			○				○
7	○			統計学	医療系で使用される応用統計学を学習し、得られた数値データや順序データを、どのような方法で分析して、結果をどのように解釈するかを理解し、簡単な統計処理ができるようになります。	2前	30	2	○			○				○
8	○			情報処理	近年の高度医療化傾向は、従来の医学固有の技術のみならず周辺領域の科学技術によって支えられている。特に急速な発展を遂げているIT技術はその代表である。この授業ではパソコンで広く利用されている日本語ワープロソフトとインターネットの操作を演習を通して学び、情報処理に必要な技能や応用力を身につけます。	1前	30	1		○		○				○
9	○			情報処理Ⅱ	近年の高度医療化傾向は、従来の医学固有の技術のみならず周辺領域の科学技術によって支えられている。特に急速な発展を遂げているIT技術はその代表である。この授業ではパソコンで広く利用されている表計算ソフトとプレゼンテーションソフトの操作を演習を通して学び、情報処理に必要な技能や応用力を身につけます。	2前	30	1		○		○				○
10	○			医療英語コミュニケーション	読むことが文字によるコミュニケーションであることを踏まえ、英語を読んで、情報や書き手の意向などを理解する能力を育成します。その際、英語の文構造（文法）を理解することが不可欠であることから、英語学習における基礎・基本の定着を図るとともに、それらを応用する能力を育成します。	1前	30	2	○			○				○

11	○			保健運動論Ⅰ	1. 運動・スポーツを通して自己の健康保持・増進、体力の向上を目指します。 2. 各種目の練習、ゲームを通して他者とのコミュニケーションを図り、集団で運動・スポーツをすることの楽しさと意義を体験します。 3. 各種の技術と理論及びルールを習得します。	1 前	15	1		○		○				○	
12	○			保健体育Ⅱ	臨床実習では、様々な障害を持つ方（患者）への評価・治療の専門的実習経験のほか、生活場面でのレクリエーションに参加する機会やプログラムを企画立案・実践する可能性があります。 生活のしづらさを抱えつつも、生きがいをもち生活を活性化すること。またそのプログラムの提供と実践（患者の参画があってこそである）が言語聴覚士には求められます。 この授業では、レクリエーション体験およびプログラムの企画・立案・実施について学習します。	2 前	30	1		○		○				○	
13	○			医学総論	医療従事者としての（医学的）知識、道徳、医療の現況を知り、理解します。	1 後	15	1	○			○				○	
14	○			解剖学	人体のそれぞれの組織・筋肉・神経について理解します。	1 前	30	1	○			○				○	
15	○			生理学	生理学とは「私たちがどのようにして生命現象を営んでいるか」を科学する学問であり、対象は健康者である。疾患や障害を理解する生理学的知識は不可欠であることはいうまでもない。授業のねらいは「人体の構造とその機能」についてしっかりと学習し、臨床の場で活かしてもらうことである。	1 前	30	1	○			○				○	
16	○			病理学	病気の原因や病気により生じた臓器組織の構造や機能上の変化、原因と病理発生を知り、診断・治療の基礎を学ぶ。	1 後	15	1	○			○				○	
17	○			内科学	ヒトの健康状態を損なう全ての臓器・器官の疾患を、その診断から治療に至る過程について数多くの医学的・科学的知見に基づいて解明する。また、国家試験において、内科学、リハビリテーション医学など多岐に渡る部分でもあるため、一分野として学ぶのではなく、総合的に学ぶことで国家試験に対応させる。	2 前	15	1	○			○				○	
18	○			小児科学	健常児の正常発達と小児病についての理解を深める。臨床において小児と接するうえで、いろいろな病状や病態を理解していくことが大切であることを知り、医療機関での小児科のカルテが臨床実習中も実践の場でも、ある程度読みこなせるようになってほしい。	2 前	15	1	○			○				○	
19	○			精神医学	精神疾患あるいは精神障害を有する患者様の理解に必要な基本的知識を理解する。また診断と評価を知ることで患者様を正しく理解し、適切なかわり方を知ることができるようになります。	2 前	15	1	○			○				○	
20	○			リハビリテーション医学	リハビリテーションにおける医学的な基礎知識を学び、それを実践するにあたって必要な知識を習得する。また、リハビリテーション医学を量的および質的に理解します。	2 前	15	1	○			○				○	
21	○			耳鼻咽喉科学	耳鼻咽喉科学における解剖、機能、言語聴覚士に深く関係のある疾患について解説します。	1 前	15	1	○			○				○	
22	○			臨床神経学	リハビリテーションの対象となる神経疾患の多彩な発生原因、その成り立ち、分類について学ぶ。また、それぞれの神経疾患はリハビリテーション医学、言語障害、構音障害との関連が深く、基礎知識を得ることで言語聴覚士としての専門性を養います。	2 前	30	1	○			○				○	
23	○			形成外科学	顎・口腔・顔面の解剖・生理の理解と各種疾患によって当該部位がどのような影響を受けるかを理解でき、言語障害の起こり方とその治療方法を事例と演習を通して理解します。	2 後	15	1	○			○				○	

24	○		臨床歯科医学	口腔・顎・顔面領域の疾患には、口腔に原発する口腔特有の疾患や全身疾患の部分症状として発見する病変があります。それらの疾患の原因・病理・診断および治療・予防法・言語障害を惹起する代表的な口腔疾患について学びます。	1 後	15	1	○				○			○	
25	○		呼吸・発声・発語系の構造・機能・病態	呼吸調節、発声発語に関与する器官の解剖、生理、病理について学び、呼吸、発声、構音の成り立ちとその関連について理解します。	1 前	30	1	○				○			○	
26	○		呼吸・発声・発語系の構造・機能・病態演習	呼吸・発声・発語系の構造・機能・病態について、国家試験に必要な不可欠な知識の理解・定着を図ります。	3 後	30	1	○				○			○	
27	○		聴覚系の構造・機能・病態	聴覚系の構造・機能・病態について理解します。	1 前	15	1	○				○			○	
28	○		聴覚系の構造・機能・病態演習	聴覚系の構造・機能・病態について、国家試験に必要な不可欠な知識の理解・定着を図ります。	3 後	30	1	○				○			○	
29	○		神経系の構造・機能・病態	脳および神経系の解剖学的、生理学的な面から基礎的知識を身につけ、具体的な病態を理解します。	1 前	15	1	○				○			○	
30	○		神経系の構造・機能・病態演習	神経系の構造・機能・病態について、国家試験に必要な不可欠な知識の理解・定着を図ります。	3 後	30	1	○				○			○	
31	○		臨床心理学	臨床場面から、人間の心のはたらきやメカニズムを学ぶ。また、心理検査の実習や心理療法についても概観します。	2 前	15	1	○				○				○
32	○		生涯発達心理学	人間の発達全般に関する諸々の発達理論と、胎児期～幼児期までの発達の特徴や児童期～老年期までの発達の特徴について取り上げて説明します。	1 前	15	1	○				○				○
33	○		学習心理学	われわれは日常生活上でさまざまな事柄を「注意」し、「知覚」し、それらを「記憶」したりします。また「言語」を用いて思考したりコミュニケーションをとったり、あるいは多様な「問題解決」をする必要があります。われわれの日常はこれらの認知機能によって支えられているといえます。「認知心理学」ではこのような認知機能がどのようなメカニズムで成立しているのかについて学んでいきます。	3 後	30	1	○				○				○
34	○		認知心理学	認知機能がどのようなメカニズムで成立しているのかについて学んでいきます。	3 後	30	1	○				○				○
35	○		心理測定法	心理測定法とは心理現象を実験や調査によって測定し、数値としてデータを収集することです。本授業の前半ではデータ収集方法を学び、後半では収集したデータの分析方法を学びます。本授業のねらいは適切なデータ収集方法を理解し、得られたデータを分析することで様々な言語聴覚療法の理解に繋げることです。	2 前	30	1	○				○				○
36	○		小児発達障害心理学	特別支援教育は子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善するために必要な支援を行うことです。障害の有無には関わらず、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する事が目的となります。そのためには、自らの経験だけでなく専門的な心理学の知識が必要になります。この講義を通して、教育的ニーズの背景にある障害特性を考えていきましょう。また「障害・異常」といった社会的な見方について一緒に考えることができるとと思います。	1 前	30	1	○				○				○

37	○			言語学	言語が一種の記号であること。文を構成する語の配列には規則があること（構造）。語はさらにより小さな形態素から構成されること。さらに、複合語がどのように形成されるかなどを学習します。	1 前	30	1	○				○			○	
38	○			言語学演習	言語学について、国家試験に必要な不可欠な知識の理解・定着を図ります。	3 前	30	1	○				○			○	
39	○			音声学	声を出すためには、私たちは口の中や唇などの器官を、さまざまな形で調節します。この授業では、演習を取り入れて、音声の持っている特徴を理解し、その運用と成り立ちを理解します。	1 前	15	1	○				○				○
40	○			音声学演習	音声学について、国家試験に必要な不可欠な知識の理解・定着を図ります。	3 前	30	1	○				○			○	
41	○			音響学	過去に出題された音響学関連の国家試験問題に答えられるようになることがこの授業のねらいです。	3 後	30	1	○				○				○
42	○			聴覚心理学	過去に出題された聴覚心理学関連の国家試験問題に答えられるようになることがこの授業のねらいです。	3 後	30	1	○				○				○
43	○			聴覚心理学演習	聴覚心理学について、国家試験に必要な不可欠な知識の理解・定着を図ります。	3 後	30	1	○				○			○	
44	○			言語発達学	子どもは遊びを通して発達します。その過程でどのように言葉を獲得していくのか。また、どのようにコミュニケーションを楽しめるようになるのか。発達の道筋に添って言語発達について学びます。	1 前	30	1	○				○			○	
45	○			言語発達学演習	言語発達学について、国家試験に必要な不可欠な知識の理解・定着を図る。	3 後	30	1	○				○			○	
46	○			社会保障制度	社会保障制度の内、社会保険制度である医療保険制度、年金保険制度、雇用保険制度、労働者災害補償保険制度、介護保険制度の5つと、公的扶助制度（生活保護制度）、社会福祉制度である高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の制度を理解します。	2 前	30	1	○				○				○
47	○			臨床コミュニケーション論Ⅰ	医療人としてや、臨床実習についての心得を学びます。また、言語聴覚士として必要なコミュニケーションスキルを学びます。	1 後	30	1	○	△			○			○	
48	○			関係法規	言語聴覚士として臨床上必要な法律、また医療従事者として守らなければならない法律を知る。診療報酬制度を学び、自らが行う診療行為の妥当性を確認します。	2 後	15	1	○				○				○
49	○			言語聴覚障害概論	言語聴覚障害の入門として、摂食・嚥下障害・口腔ケア・運動障害性構音障害・認知症の障害像、評価法、治療法及び吸引について学ぶ。2年次の専門各論・演習の導入となることを目標とします。	1 前	30	1	○				○			○	
50	○			言語聴覚障害概論演習	病院・施設の見学を通して、言語障害像および言語聴覚士の訓練の実際について体験します。	1 通	30	1		○			○			○	
51	○			言語聴覚障害診断学	これまでに学んだ基礎的知識及び専門知識を踏まえて再学習し、特に評価実習において重要な位置づけを占める知能検査を中心に学習していきます。	2 通	30	1	○				○			○	

52	○			言語聴覚障害診断学演習	これまでに学んだ基礎的知識及び専門知識を総合的に学習し、評価実習に向けて再学習していきます。	2通	30	1	△	○		○		○		
53	○			失語症Ⅰ	失語症は多くの言語聴覚士が、最も臨床や研究の対象にしている障害です。その理由として、失語症は社会生活において最も重要なコミュニケーションの障害であり、脳とも密接に関与していることがあげられます。失語症の全体像を学ぶことで、発現機序や症状を理解できるようになります。	1前	30	1	○			○		○		
54	○			失語症演習Ⅰ	失語症の評価について学習し、臨床場面で多く使用されている標準失語症検査の概要と手順を学び、手技を身につけます。	1後	30	1	△	○		○		○		
55	○			失語症Ⅱ	1年次に学んだ失語症Ⅰの知識をさらに深め、評価、訓練に繋がります。	2前	30	1	○			○		○		
56	○			失語症演習Ⅱ	失語症のリハビリテーションに関して、評価方法、問題点抽出、方針、プログラム立案、訓練の実際までを学びます。	2通	30	1		○		○		○		
57	○			高次脳機能障害Ⅰ	日常生活行為のほとんどが高次脳によって支えられています。高次脳機能とは何か、大脳の働きを学びます。その大脳が損傷されるとどのような問題が生じるのか、日常生活で何が困るのかを学んでいきます。	1後	30	1	○			○		○		
58	○			高次脳機能障害Ⅱ	1年次で学んだ基礎的な知識をもとに、臨床上かかわりの深い障害についてより詳しく学ぶ。また、臨床に必要な評価・診断から治療理論と技法についても学びます。	2前	30	1	○			○		○		
59	○			知的障害	様々な精神機能への理解を基礎として、知的障害の特性を正しく把握します。	1前	30	1	○			○			○	
60	○			脳性麻痺	脳性麻痺児は、子どもによって症状や重症度が様々で合併症も多いため、障害像がわかりにくい。健常児の発達について学びながら脳性麻痺児の抱える問題をとらえ、評価や治療ができるようになります。	2前	30	1	○			○			○	
61	○			言語発達遅滞	さまざまな言語発達障害の特長をとらえる。さらに、言語発達遅滞の様々な検査法を学び、指導、訓練、支援に結び付けていきます。	2通	30	1	○			○		○		
62	○			学習障害	2005年に発達障害者支援法が施行されて以来、発達障害への関心は年々高まっているといえる。しかしながら発達障害に対する理解はまだ浸透しているとはいえず、発達障害の1つである学習障害（LD）については様々な誤解も生じているのが現状である。この授業では、学習障害とは何か、どのようなアプローチが必要なのかについて学びます。	2前	30	1	○			○			○	
63	○			自閉スペクトラム症	「自閉スペクトラム症」とはどのような発達障害なのかを理解する。特に、自閉症スペクトラム障害の特徴と具体的な療育方法について紹介する。また、最近の心理学や神経科学からの知見や研究動向についても紹介していきます。	1後	30	1	○			○			○	
64	○			音声障害	音声障害をきたす疾患、症状、治療法について学びます。	2前	30	1	○			○		○		
65	○			運動性構音障害	発声発語機能のメカニズムを覚え、ディサースリア（運動性構音障害）によって生じる問題点について考え理解する。ディサースリアの評価方法・訓練方法について学びます。	2通	60	2	○	△		○		○		

66	○			器質性構音障害	1. 口腔異常とそれに伴う言語障害とその治療について学びます。2. 口腔異常、特に口蓋裂を中心に、それに伴う言語障害と問題を軽減あるいは予防するための治療法、指導について学びます。	1 後	30	1	○				○			○	
67	○			機能性構音障害	機能性構音障害の定義や構音の誤り方、異常構音について理解する。構音検査や構音以外の検査について学び、評価方法を習得する。語音聞き取り訓練や音の産生訓練など訓練方法についても理解を深めます。	1 後	30	1	○				○		○		
68	○			摂食嚥下障害	摂食・嚥下機能のメカニズムを覚え、障害によって生じる問題点について考えて理解する。摂食嚥下障害の評価方法・訓練方法について学びます。	2 通	60	2	○	△			○		○		
69	○			発声発語・嚥下障害	発声発語障害・嚥下障害の知識と評価方法を確認し身につけます。	3 後	30	1	○				○		○		
70	○			吃音・流暢性障害	人口の1%前後の方が吃音だと言われています。訓練方法はまだ確立されていませんが、各訓練の有効性を確認しながら、吃音の改善を目指します。	1 後	30	1		○			○		○		
71	○			聴覚障害Ⅰ	難聴児の早期発見、早期療育に必要な知識及び検査法・訓練法について知ることができ、人間のコミュニケーション活動においていかなる機能を担うかを知ります。	1 後	30	1		○			○		○		
72	○			聴覚障害Ⅱ	聴覚障害の障害部位や程度、発症時期による異なる障害像を理解し、評価や訓練・指導法を学びます。	2 後	30	1	○				○		○	○	○
73	○			聴覚障害Ⅲ	2年次で学んだ成人聴覚障害の知識をもとに、疾患と検査、鑑別診断の関係を学ぶ。修得した知識をまとめることをねらいとします。	3 後	30	1	○				○		○	○	
74	○			聴覚検査法Ⅰ	種々の聴覚検査の目的と手技を習得する。また、検査結果からある程度鑑別診断ができるようになります。	2 通	30	1	△	○			○		○	○	
75	○			聴力検査	聴力検査の基本である、純音聴力検査の測定方法を習得します。	1 通	30	1	△	○			○		○		
76	○			補聴器・人工内耳	補聴器についてのハード面および聴力障害者に対する適合について学ぶ。人工内耳についてのハード面および人工内耳の適応について学びます。	3 後	30	1	○				○		○		
77	○			視覚聴覚二重障害	視覚聴覚二重障害の様々な障害像を理解し、2つの障害の程度によって異なるコミュニケーション方法や介助方法について学びます。	3 後	15	1	○				○		○	○	○
78	○			臨床実習Ⅰ	臨床施設において、見学をとおり、言語聴覚士の仕事について学びます。	1 後	80	2					○		○		
79	○			臨床実習Ⅰ	臨床施設において、言語聴覚士に必要な評価を実施し、対象者の抱えた問題点の抽出、評価報告の書き方を学びます。	2 後	160	4					○		○	○	○
80	○			臨床実習Ⅱ	病院・施設において、これまで学習した理論や技術を実際の臨床現場で活かし、統合的に応用する力を養います。	3 前	320	8					○		△	○	○

81	○		言語聴覚障害特論Ⅰ	基礎医学（内科、精神医学全般）に関わる学習を振り返り、知識・技術の更なる向上を図ります。	3 前	30	1	○			○		○		
82	○		言語聴覚障害特論Ⅱ	基礎医学（解剖、生理全般）に関わる学習を振り返り、知識・技術の更なる向上を図ります。	3 前	30	1	○			○		○		
83	○		言語聴覚障害特論Ⅲ	言語聴覚障害学に関わる基礎分野の学習（言語学、リハビリテーション医学、社会保障）を振り返り、知識・技術の更なる向上を図ります。	3 後	30	1	○			○			○	
84	○		言語聴覚障害特論Ⅳ	言語聴覚障害学に関わる基礎、専門分野の学習（主に小児分野）を振り返り、知識・技術の更なる向上を図ります。	3 後	30	1	○			○			○	
85	○		総合検査法Ⅰ	主に成人分野の高次脳機能障害の評価法について、具体的な検査の方法を含め学びます。	2 前	30	1	○			○		○		
86	○		総合検査法Ⅱ	主に小児全般の評価法について検査の目的、内容、方法を学びます。	3 後	30	1	○	△		○			○	
87	○		実習指導Ⅰ	見学、評価実習の目的を理解し、学外実習時に必要な一般常識や知識、コミュニケーション技術を確認します。	2 前	30	1	○	△		○		○		
88	○		実習指導Ⅱ	総合実習で必要な基礎知識・技術の習得をします。	3 前	30	1	○	△		○		○		
合計					92	科目	2910				単位時間				

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	本校所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者に卒業証書を授与する。	1 学年の学期区分	2 期
履修方法：	教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。この履修の認定は、当該科目の授業時間時数の80%以上の出席をもってする。また、履修した科目の評定が「可」以上のとき、その科目を修得したものとする。	1 学期の授業期間	21 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。